

議案第11号

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように定める。

平成28年 2 月 22 日 提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）及び学校教育法の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要がある
ので、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年箱根町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。